

旅行業約款

第1条（適用範囲）

本約款は、株式会社ファインスカイ（以下「当社」）が企画・手配する旅行に関する契約に適用されます。

第2条（契約の成立）

旅行契約は、当社が申込金を受領した時点で成立するものとします。

第3条（旅行代金の支払い）

旅行代金は、当社が指定する期日までに所定の方法でお支払いください。

第4条（旅行内容）

当社は、契約時に提示した旅行サービス（航空券、宿泊、送迎、その他オプション）を手配いたします。

第5条（契約の解除と取消料）

お客様の都合による解除の場合、所定の取消料を申し受けます。

- 出発の30日前～15日前：旅行代金の20%
- 出発の14日前～7日前：旅行代金の30%
- 出発の6日前～前日：旅行代金の50%
- 出発当日以降または無連絡：旅行代金の100%

第6条（当社の責任）

当社は、手配したサービス提供者の責に帰すべき事由により生じた損害については責任を負いません。

天災地変、戦乱、運送機関の事故・遅延など不可抗力による損害も同様とします。

第7条（お客様の責任）

お客様は、当社及びサービス提供者の指示に従い、円滑な旅行実施に協力する義務を負います。

附則

本約款に定めのない事項については、旅行業法その他関連法令に従うものとします。